

「新しい自己資本比率規制の再見直し後の告示案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(オペレーショナル・リスク)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第 308 条 第 1 号	第 308 条第 1 号（第 315 条第 2 項第 1 号）については、取締役会、取締役等、執行役員、執行役について責任の区分を行わず、実際の運用において経営の責任が明確になっている体制を問うような規定が望ましい。従って、第 201 条第 1 項の規程に合わせるべきである。	御指摘を踏まえ、再見直し後の告示案第 308 条第 1 項第 1 号を以下のように修正致します。 旧：取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）（以下この章において「役員」という。） 新：取締役会等及び執行役員（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。）
2	第 312 条等 （銀行持株第 290 条）	銀行持株会社において先進的計測手法の承認を得る場合に、傘下の子銀行においても別途承認を得る必要はあるのか。 仮に、承認を得る必要がある場合、スタンドアローンによる先進的計測手法を採用する銀行と、配分法による先進的計測手法を採用する銀行とでは、承認の可否は異なるのか。	グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合は、子銀行においてスタンド・アローンで計算を行うか配分手法を用いるかに関わらず、親銀行等（銀行持株会社又は親銀行）における承認に加え、傘下の子銀行においても、別途先進的計測手法（粗利益配分手法を部分適用する場合は、粗利益配分手法）の承認が必要となります。 ただし、配分手法を採用する場合には、オペレーショナル・リスク管理指針におけるオペレーショナル・リスクの計測に関する方針の部分等について親銀行及び子銀行で共同で提出すること又は提出する書類の一部を共通化すること等により、親銀行等及び子銀行で一体的に承認審査を行う場合も考えられます。
3		合併等を行った場合（とりわけ決算期が異なる金融機関が合併等を行った場合）のオペレーショナル・リスク算出方法について明確にしていきたい。	御指摘の件については、各業態の実態を踏まえつつ、必要に応じて、解釈集等において明確化を図っていきたいと考えています。

4	信金 別表第二	別表第二第一行目の一部を次のように改めるべき。 (現 行) 信用金庫又は信用金庫連合会又はその子会社等の～ (修正案) 信用金庫若しくは信用金庫連合会又はその子会社等の～	御指摘を踏まえ、告示案を修正致します。
5	労金 第 257 条	「…連結の範囲に含まれる法人等（第 9 条第 1 項第 1 号に規定する「法人等」をいう。）・・・」の法人等の説明の条文番号は第 7 条と思われる。	御指摘を踏まえ、告示案を修正致します。